

様式第9号(第10条の6関係)

許可番号 11820005546

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 大阪府高槻市上田辺町19番8号

氏 名 都市クリエイト株式会社

代表取締役 前田 晋二

COPY

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けたものであることを証する。

豊中市長 長内 繁樹 印

許可の年月日 令和元年(2019年)7月17日  
許可の有効年月日 令和6年(2024年)7月16日

### 1. 事業の範囲

事業の区分: 中間処理(選別・破碎)

産業廃棄物の種類:

- |            |        |            |
|------------|--------|------------|
| 1 廃プラスチック類 | 4 繊維くず | 7 ガラスくず(※) |
| 2 紙くず      | 5 ゴムくず | 8 がれき類     |
| 3 木くず      | 6 金属くず |            |

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

以上8種類 (※)「ガラスくず」とは「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」のことです。

### 2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおりに

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年 7月17日	当初許可
令和 元年10月16日	更新許可
令和 2年12月 3日	変更届出

以下余白

### 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無



COPY

## 2. 事業の用に供するすべての施設

### 処理施設①

- ※ 施設の種類 : 選別・破碎施設
- 産業廃棄物の種類 : 1の1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8の8種類
- 設置場所 : 豊中市走井三丁目108番1ほか2筆
- 設置年月日 : 平成26年5月23日
- ※※ 処理能力 : (選別) 279. 2m<sup>3</sup>/日  
:(破碎) 25. 6m<sup>3</sup>/日 (廃プラスチック類: 4. 4t/日, 木くず: 4. 2t/日, がれき類: 4. 6t/日)

### 処理施設②

- ※ 施設の種類 : 選別・破碎施設
- 産業廃棄物の種類 : 1の1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8の8種類
- 設置場所 : 豊中市原田南一丁目59番1
- 設置年月日 : (選別) 令和2年10月16日  
:(破碎) 平成30年6月25日
- ※※ 処理能力 : (選別) 493. 0m<sup>3</sup>/日  
:(破碎) 13. 3m<sup>3</sup>/日 (廃プラスチック類: 3. 0t/日, 木くず: 3. 3t/日, がれき類: 4. 9t/日)

※ 上記施設のうち選別工程を行う施設については、処分であるところの破碎処理を行う際の前処理を行う施設であり、処分を行う施設ではないこと。

※※ 処理能力は全て8時間稼働時のものであること。

以下余白